

高齢者虐待防止のための指針

韮崎市立病院訪問看護ステーション

1. 虐待の防止に関する基本的考え

当ステーションは「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)及び、虐待防止に関する関連法に基づき、サービス提供にあたり利用者の尊厳の保持、人格の尊重を重視し、権利利益の養護に資する目的に、本指針を定める。

(1) 虐待の定義

本指針における虐待とは、以下をいうものでありこれらの防止をはかる。

①身体的虐待

身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく身体を拘束すること。蹴る、殴る、たばこを押しつける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛るなど。

②性的虐待

わいせつな行為をすること、または高齢者にわいせつな行為をさせること。性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDなどを見るように強いる行為など。

③心理的虐待

著しい暴言、拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷脅迫など心を傷つけることを繰り返す。成人を子ども扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、他者と差別的な対応をするなど。

④ネグレクト

衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、心理的虐待行為の放置、養護すべき職務上の義務を著しく怠ること、自己決定と言って放置する、失禁していても衣服を取り替えない、栄養不足のまま放置、病気の看護を怠る、話しかけられていても無視をする、拒否的態度を示すなど。

⑤経済的虐待

本人の合意無しに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭を理由なく制限すること。または、詐欺が含まれる。

2. 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待の発生の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として「虐待防止委員会」を設置する。

(1) 委員会の役割

- ①虐待防止のための指針の整備をおこなう
- ②虐待防止を目的とした職員研修の企画・実施を行う
- ③虐待防止に関する担当者の選定を行う
- ④虐待予防・早期発見に向けた取り組みを行う
- ⑤虐待が発生した場合の対応を行う
- ⑥虐待の原因分析と再発防止の検討を行う

(2) 構成員

- ①訪問看護ステーションに属する看護師及び事務員(ステーション内開催時)
- ②併設病院内の身体拘束等適正化委員会・リスクマネージャー専門委員会(管理者参加)

(3) 委員会活動方法

- ①ステーション内で年1回開催する
- ②虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する
- ③委員会の会議内容を記録する
- ④併設病院内の身体拘束等適正化委員会・リスクマネージャー専門委員会に参加し、虐待発生時は報告、対策の共有を行う
- ⑤虐待発生時または発生が疑われる場合はステーション内で委員会を開催し、併設病院内で行っている④の委員会が必要時は検討を行う

3.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ①虐待防止を目的とした職員研修を年1回以上及び職員採用時に実施する
- ②身体拘束等適正化のための職員研修を併せて実施しても良い
- ③研修を通じて、従業員の意識の向上や知識の習得に努める
- ④研修の内容は記録する

4.虐待が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ①虐待等が発生した場合又は発生の疑いがある場合は、職員は高齢者虐待防止法に基づく通報義務を遵守し、直ちに管理者に報告し、同時に地域包括支援センターに速やかに通報する。又委員会を開催し客観的な事実確認を行う
- ②虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は行政機関及び警察等の協力を要請し、被虐待者の権利と生命の保安を最優先する。この際は事実確認に全面協力する。
- ③虐待が発生した原因と再発防止策について虐待防止委員会(ステーション内)で討議し、併設病院内の身体拘束等適正化委員会・リスクマネージャー専門委員会へ議題をあげ討議しその内容を含めて職員に周知する
- ④虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する

5.虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ①虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する
- ②高齢者虐待防止担当者(管理者)を相談窓口にする
- ③報告された情報は慎重に取り扱い、個人情報に配慮しながら適切に管理する
- ④報告者に対して適切なサポートを提供し、報告による不利益が生じないように配慮する
- ⑤虐待等が発生した場合はその事案を併設病院内の身体拘束適正化委員会・リスクマネージャー専門委員会へ報告する

6.成年後見制度の利用支援に関する事項

- ①判断能力の不十分な権利擁護のため、成年後見制度について利用者や家族に情報の提供を行い、必要に応じて行政関係等の窓口、身元引受人などと連携の上、成年後見制度の利用を支援する

7.虐待等に関わる苦情解決方法に関する事項

- ①虐待に関する苦情相談を受け付ける窓口を設置する
- ②虐待に関する苦情相談受付窓口担当者は管理者とする
- ③苦情相談は安心して相談できるような環境で運営し相談者に不利益が生じないように注意をはらって対処する
- ④受け付けた苦情に対しては迅速に対応し、事実関係の調査をおこない、必要に応じて適切な対応や措置を講じる
- ⑤苦情の処理は透明性を持ち、個人情報に配慮しながら利用者や職員に適宜情報を提供する
- ⑥苦情に基づいて適切な解決策を検討し、必要に応じて実施する
- ⑦苦情の処理過程と結果を記録する

8.利用者に対する当該指針の閲覧に関する事項

- ①本指針を利用者及びご家族、関係者がいつでも事業所内やホームページで閲覧できるように

9.その他虐待の防止の推進のために必要な事項

- ①当事業所における高齢者虐待防止の取り組みは、管理者が担当者として責任をもつことと
- ②権利擁護及び高齢者虐待防止等のため本指針・マニュアルに定める研修の他、積極的、継続的な研修参加により利用者の権利擁護とサービスの向上に努めるものとする

附則

本指針は 2024年4月1日より施行する